

【論文】

## 明治期対外交渉で見る日本の国際通信政策

### Assessment on International Telecommunications Policy through the Japanese International negotiation during Meiji Era

大野哲弥

OHNO, Tetsuya

キーワード：海底ケーブル；国際電報；大北電信会社；大東電信会社；日英同盟

Received: 2006.8.20 Accepted: 2006.9.8

## 1. 研究の目的

日本の国際通信は 1871（明治 4）年に長崎—上海間の海底ケーブルを敷設したデンマーク国籍の大北電信会社（The Great Northern Telegraph Co.）によって開始された。日本政府は 1882（明治 15）年、長崎—釜山ケーブル敷設と引換えに同社に 20 年間の日本—アジア間の海底ケーブル敷設・運用の独占権を与えた<sup>1)</sup>。この時大北電信会社に与えた免許状には、関連政府が認める場合、独占期間が延長されるとの条文があり、ロシア政府、清国政府の意向により 10 年延伸され、1912（大正元）年までとなった。この結果、日本の国際通信は料金設定、新伝送路建設に関し、長年に渡り大きな制約を受けることになったのである。

1884（明治 17）年の長崎—釜山ケーブル（1 条）の開通以降、日露戦争後 1906（明治 36）年まで、日本と海外を結ぶ伝送路は、1898（明治 31）年に清国から買収した台湾—福州ケーブルを除き、大北電信会社が所有する長崎—上海ケーブル 2 条、長崎—ウラジオストックケーブル 2 条とあわせ総計 5 条のケーブルのみであった。欧州との通信は、ウラジオストックからシベリアケーブル経由、または上海から香港経由で英国のイースタングループ（The Eastern and Associated Telegraph Companies）の主要会社である東方電信会社（The Eastern Telegraph Co.）および東方拡張電信会社（The Eastern Extension Australasia and China Telegraph Co.：大東電信会社）の回線を経由して行われた。米国との間は欧州経由で接続され、アフリカ、大洋州との間は香港経由であった。ようやく 1906 年に商業太平洋海底電信会社（The Commercial Pacific Cable Co.）のケーブルと日本政府のケーブルが小笠原で接続され、グアム—ハワイ経由で米国本土との通信が可能となり、また日露戦争中に敷設された佐世保—大連間の軍事用ケーブルが一般利用に開放されるに至った。

日本政府による通信主権回復の努力については、通信省関係者をはじめ多くの研究がなされている。またアーヴェナイネンやヘドリックの研究<sup>2)</sup>により、大北電信会社の活動状況が明らかになっている。しかし通信省以外の外務省、陸軍省、海軍省等の諸官庁が通信主権の制約に対し、どのように対応したかは十分に明らかにされている状況ではない。本稿は 1882 年以降、1912 年までの間の対外電信交渉の検討により、明治期の各省の国際通信政

策の内容を明らかにすることを目的としている。

## 2. 大北電信会社の戦略展開と日露戦争前の交渉状況

### 2.1. 大北電信会社の戦略展開

アーヴェナインとヘドリックの研究により当時の大北電信会社施策を概観すると次のとおりである。1882（明治 15）年に日本の国際通信独占権を獲得した大北電信会社は、その後大東電信会社と密接な協力関係を築き、合体（amalgamated）会社と呼ばれるほどの関係に至った<sup>3)</sup>。大北電信会社はこの協力関係により、英国政府からのサポートをも獲得した<sup>4)</sup>。大北電信会社の「競争より協調」の政策は、その後新規事業者に対しても同様に行われ、1904（明治 37）年 6 月に大北電信会社、大東電信会社、独蘭電信会社（The German-Dutch Telegraphs Co.）、商業太平洋海底電信会社、清国政府、ロシア政府などによる秘密カルテルを結成し、通信量、通信料金の調整を図った。また商業太平洋海底電信会社については、その資本のうち 50%を大東電信会社と東方電信会社、25%を大北電信会社が所有していたため<sup>5)</sup>、両社は同社を子会社とみなしていた<sup>6)</sup>。

一方日本政府は、1906（明治 39）年 8 月に東京—小笠原—グアム—ハワイ—米国本土を結ぶ太平洋ルートが開通したことにより、大北電信会社の制約を受けない国際回線が設定できたと考えていた。同年 9 月「大北会社の覇権を脱し我海外通信の独立安国を確保すへき新紀元を画するものなりと信ず」と大浦兼武通相は桂太郎兼任外相と連名で桂太郎首相に契約調印報告を提出した<sup>7)</sup>。日本政府は秘密カルテルの結成や商業太平洋海底電信会社の資本関係を把握していなかった。大北電信会社の権益は、各事業者に対する協調政策や商業太平洋海底電信会社の子会社化などで逆に徐々に拡張していったと言えるだろう。

この結果、明治の国際電報料金は、大幅な値下げが行われなかった。また日露戦争中に軍事回線として敷設された佐世保—大連海底ケーブルの公衆利用に関して、大北電信会社の独占権により原則として日本—租借地間の和文電報取扱いのみという制限が設けられた。日本政府が清国から買収した台湾（淡水）—福州（川石山）間の海底ケーブルの利用についても、当該ケーブルの利用は、台湾発着信の国際通信に限られ、台湾—日本本土間の伝送路の不通時のみ日本本土—台湾間、上海—長崎ケーブル不通時のみ日本発着の国際通信を扱えるという制限が課せられていた<sup>8)</sup>。

### 2.2. 日露戦争以前の日本政府の交渉状況

大北電信会社の独占下で日本政府はどのような対応をしたのか。1886（明治 19）年にベルリンで開催された万国電信会議において、各国委員の大半は日本—欧州間の電報料金を 2 割 5 分値下げすることに合意した。しかし当事者である大北電信会社、ロシア政府が同調せず、翌 1887 年に実施された料金改定では 1 割 5 分の値下げに留まった<sup>9)</sup>。1 語 11 フラン（2.42 円）から 9.35 フラン（2.057 円）への値下げである。1891（明治 25）年、長崎—釜山ケーブルのうち、実際の陸揚地であった佐賀県呼子から対馬の日本国内部分を銀貨 8 万 5 千円で大北電信会社から買収した<sup>10)</sup>。

至樺太 稚内

ウラジオストック

長春

奉天

山海関

北京

旅順

大連

義州

威海衛

芝罘

仁川

漢城

釜山

(大北線) 1872

(日本線) 1906?

元山

松江

東京

下関

(日本線) 1906

(大北線) 1884

佐世保

長崎

(大北線) 1871

上海

小笠原

(日本線) 1906

(商業太平洋線) 1906

至グアム

福州

淡水

基隆

(日本線) 1898

(日本線) 1897

澎湖列島

香港

20 年間の独占権は 1902（明治 35）年で満了であった。1897（明治 30）年、独占権回収

を前提に、日本政府は国際伝送路拡充の準備を開始した。同年 2 月、野村靖通相と大隈重信外相が連名で、宗谷岬と樺太を結ぶ日露直通回線の敷設についてロシア政府との交渉開始を閣議に稟請し、4 月 26 日付で了承された<sup>14)</sup>。6 月には、野村通相から大隈外相あてに台湾—香港ケーブルの敷設に関する政府間交渉の要望が出された<sup>15)</sup>。これは前年英国郵政省に田が提案した内容である。このとき日本政府は、1902（明治 35）年に通信主権を完全に回収できるものととらえ、将来の通信増に対応するため積極的に施策を進めていた。しかし、この交渉は、大北電信会社の 20 年間の独占権は、関連政府が 30 年間の保護を与える場合、10 年間延長されるという点をロシア政府から指摘され、断念された。

日清戦争前から、軍部は国際伝送路拡張の要求を繰返し提出するようになる。日清戦争では、陸軍が釜山—漢城—義州—清国内まで軍事用回線を建設した。また鹿児島—台湾間の海底ケーブルは、日清戦争後軍事費により敷設され、1897（明治 30）年に開通した。このケーブルは日本人により敷設された初の長距離海底ケーブルであった。

1901（明治 34）年 12 月に寺内正毅参謀本部次長は、①計画中の米国—ハワイ—グアム—マニラ間のケーブルを横浜まで延伸し、比較的公平な米国の伝送路による欧米間の通信の実現を目的とした米国政府との交渉開始、②大北電信会社所有の釜山—対馬間の買収、③戦時に下関—釜山間直通ケーブルの敷設のため建設資材の購入、以上 3 点を陸軍省に具申した<sup>16)</sup>。日本政府は 1903（明治 36）年に米国—マニラ間が開通した時点で、日米回線確保のために交渉を開始した。日米回線の開通は、1906（明治 39）年 8 月と日露戦争終結後となり、長崎—釜山ケーブルの買収は、日韓併合の 1910（明治 43）年に至りようやく実現した。しかし、日本—朝鮮半島間のケーブル敷設の準備は着実に進められた。開戦直前の 1904（明治 37）年 1 月逓信省、陸軍省、海軍省、大蔵省連名で、日清韓間ケーブル敷設案が閣議に提出され、日本—朝鮮半島間のケーブル敷設が開始された<sup>17)</sup>。

### 3. 日露戦争後の対外電信交渉

#### 3.1. 第 2 次日英軍事協約における電信交渉

日露戦争後、遼東半島南部の租借、韓国の保護国化、南樺太の割譲と日本の勢力範囲が拡大するとともに、伝送路の拡張が図られた。日露戦争中に軍事回線として敷設された佐世保—大連ケーブルは、1906（明治 39）年 5 月に公衆利用にも開放された。しかし、同年 6 月 30 日付で大北電信会社より、同ケーブルによる公衆通信は、協約違反であり、至急事実を確認したいとのコメントが寄せられ<sup>18)</sup>、後述のように、翌年、日本政府と大北電信会社の間で交渉が開始されることとなった。

1905（明治 38）年 10 月朝鮮半島内の電信業務が日本に委託された。同月、石本新六陸軍次官は、珍田捨巳外務次官に「戦後の経営として権利を獲得すべき電信線路」と題する意見書を提出した<sup>19)</sup>。意見書では清国内租借地の電信権に加え、旅順—芝罘ケーブルの敷設、大北電信会社からの釜山—対馬間ケーブルの買収などを要求している。旅順—芝罘ケーブルは、北京会議、日清電信協約交渉で取り上げられた。

1907（明治40）年、第2回日英同盟条約第7条による日英軍事協商に係わる協議がロンドンで開催された。同年2月齋藤実海相は、出席委員山本権兵衛海軍大将に「戦時香港並威海衛の両地を日本の電信網系と直接結合せしむることは戦略上の緊要事とす故に威海衛方面は日本政府に於て、香港澎湖島間は英国政府に於て、各必要に臨み敷設すべきことを約すること 香港以南の電信連絡は英国政府の施設に待つ」と訓令した<sup>20)</sup>。同じく寺内正毅陸相は西寛二郎陸軍大将に対し「(戦時に於る軍事上の通信は) 参謀総長と承合すべし」と訓令し、参謀総長はこれを受け、通信に関し次の3項に渡る教示を行った<sup>21)</sup>。

10. 戦時相互の軍事通信を確実ならしむる為め香港台湾間に日英専用の海底電線を架設することを提議するを要す
11. 前項電線架設の件成立せざるか若くは成立するも未だ架設を終らざる以前に於ては軍事上緊急事項に関し日本政府と英国政府との間に往復する電報は東京より「グアム」に至り合衆国を経て英国に至る線路を経由せしむる如く協定せらるるを便とす若し該線路不通其他の事故あるときは東京より台湾、福州を経て香港に至り夫れより印度若くは「オーストラリア」を経て英国に至る線路を経由せしむるを便利と認む
12. 前項の場合に於ては福州其他必要と認むる大東会社電信局員及通信手に英人若くは日本人を加へ尚ほ必要とあれば英国若くは日本より右電信局へ監督将校を派遣する方法を講究するを要す

日本海軍は英国海軍拠点との直通伝送路を求め、陸軍は大北電信会社回線および大東電信会社職員に不信を抱き、英国との直通回線または米国経由回線を要望していた。協議は、陸軍が6月6日、海軍が5月30日に終了し、それぞれ決議書、覚書を残している。協議の中で、陸軍は5月30日に参謀総長の教示に基づいた内容を含む協約案を英国委員に提出した。翌31日両国委員は、「電信暗号編纂の為め特別委員として英国より中佐エドモンズを日本より柴大佐を出すべきこと電信連絡並に其監督に関する件も右の委員に於て担当するべきことに一致」した<sup>22)</sup>。6月7日付で署名調印された陸軍軍事に関する決議書でも、「特別委員の協定に委する事」と電信連絡に関して結論を持ち越している。

一方「海軍軍事に関し議定したる事項の覚書」は6月4日付で調印された。その第7項は、「必要に際しては英国に於て香港澎湖島間の海底電信線を沈設し日本に於て威海衛と日本幹線との連絡を為し以て各地間の直接連絡を設定するを可とす而して両国は其国有及民有の電線を以て他方の官報を伝送するに當り互に優先取扱を為すべし」となっている。当初の陸海軍の訓令に比べ後退した内容の決定であった。また、同年7月に日露協商、8月に英露協商が締結され、仮想敵を失った日英同盟はその位置づけを低下させることとなった。

この「威海衛と日本幹線との連絡」は、同じく1907年、日清両政府による日清電信条約交渉で、旅順—芝罘ケーブルとして議論されていた。威海衛—芝罘を英国ケーブルで結び旅順から大連—佐世保と接続される。日清電信条約は1908（明治41）年に締結され、陸揚げ地を大連に変更し、大連—芝罘ケーブルとして1909（明治42）年に開通した。

### 3.2. 日露戦争後の対大北電信会社交渉

日露戦争後、日韓間には軍事用に敷設した松江一元山ケーブル、下関一釜山ケーブルなどが存在したが、大北海底線と競合するケーブル敷設は、同社に与えた免許に違反することから、公に利用できない状況であった。韓国の外交権を剥奪したにもかかわらず、日韓間の通信に制約を受ける状況に陥っていた。これらの問題解決のため、大北電信会社は 1907（明治 40）年 6 月にミッテルセン、バーンソンの 2 名を東京に派遣、後に逓信次官、鉄道大臣を務める逓信省小松謙二郎通信局長との間で交渉が開始された<sup>23)</sup>。ちょうどロンドンで第 2 次日英軍事協約が調印され、北京における日清電信交渉が中断した時期にあたる。

7 月 1 日の会議において、大北電信会社は、釜山ケーブル譲渡価格の算出のための 3 つの根拠を述べた。1.長崎一釜山間の敷設実費は、3 万ポンドであり、そのうち長崎一対馬間は既に 1 万 3 千ポンド余りで日本政府に売却しているので、残りは 1 万 6 千ポンド（約 16 万円：1 ポンド約 10 円）余りである。2.会社は現在、月 3 万フラン（1 万 2 千円弱：1 フラン約 0.39 円）の収益を得ており、今後も増加するものと思われる。3.大北電信会社の特権は 1912（大正元）年まで有効である。以上を総合すると釜山ケーブルの価値は 9 万ポンド（約 90 万円）になると主張した。さらに会社は、諸懸案事項を総合して検討することによりこの金額は相当に減額できると付け加えた。大北電信会社は高額の譲渡価格を提示することにより、当初釜山ケーブル買収のみを議論する予定であった逓信省に方針変更をもたらし、その結果他の事項についても議題として取り扱うこととなった。

7 月 3 日、大北電信会社は、佐世保一大連ケーブルの公衆利用は、1882（明治 15）年に大北電信会社に与えられた免許状第 6 条に違反する旨を改めて表明した。これに対し小松は、「極東に於ける国際関係の変化に因り帝国の国内電信系は韓、南満州にも拡張せられたるものにして会社の特権は此等の地方に関し既に絶対に消滅したるものなることは当省の主張して動かさる所なり」と伝えた。大北電信会社は、「然らば此等の地方と清国の他の部分との連絡は即ち日本とアジア大陸との連絡なるを以て之れ会社特権の範囲内なることは異議なかるべき所なり」と反論した。小松は、「会社の特権は海底線陸揚の専掌権に過ぎざるを以て帝国は一旦適法に亜細亜大陸に海底線を陸揚したる以上は大陸内に於けるは帝国電信連絡の関する限り其の絶対自由に属す」と回答した。大北電信会社は、「此等の地方と清国の他の部分との間に海底線を敷設すること例へば旅順芝罘間の海底線の沈設に付ては如何」と反問した。小松は、「帝国は露国が租借地に関連して有せし一切の権利を継承したるものなるを以て戦前露国に属せし該線の敷設及運用の権利か今日帝国に在ること何等容喙の余地なかるべし」と答弁した。大北電信会社はさらに、免許状第 6 条の海底線の敷設とは一切の電信連絡を意味する、また旅順ケーブルは、当社の承諾を得て敷設したものである、今回も会社の承諾が必要なのは当然であると主張した。小松は、同ケーブルは現在不通であり、会社の専掌権外にあるので、復旧するために会社の承諾は不要であり、そもそも会社はロシア政府から代償を得ているのではないかと反論した。

7 月 5 日、大北電信会社は、小松通信局長に概要次の 3 項目の提案を行った。

1. 旅順芝罘間海底線の敷設に異議はないが、同ケーブルの通信は、遼東、満州と清国お

よび以遠の地の通信に限ること、ただし日本と北清間の官報の利用は認める。

2. 佐世保大連線についても異議なし。ただし、遼東、満州と日本、韓国との間の通信に限る。日本と北清との官報の利用は認める。
3. 今回の措置を先例として、大北電信会社が有する 1930 年までの清国の免許を日本政府は無視しないこと。

1 項は、旅順芝罘ケーブルを使って満州経由での芝罘—日本間の私報の利用禁止。2 項は佐世保大連ケーブルを使った日本—清国以遠の私報の禁止である。大北電信会社の主張は遼東半島、韓国における日本の主権を認めつつも、官報を除き、清国における同社の持つ国際通信独占権による權益を確保した内容であった。

7 月 8 日、小松から、東京—小笠原—グアム経由によるフィリピン、南清、香港以遠との通信を行いたいとの発言があり、大北電信会社は、小笠原線利用を拒まず、両経路の料金を同額とし、日本発は小笠原経由、日本着を上海経由とする案を提出した。小松は 6 か月の試行運用、大北電信会社は長期にわたらなければ効果が出ない、と適用期間で対立した。

7 月 9 日、小松は大北電信会社が認める日本、韓国、満州と海外との電信連絡の内容を確認するとともに、1912 年の独占期間終了後の大北電信会社の考え方を尋ね、牽制した。日本側にとって、当面の問題は佐世保大連線、旅順芝罘線の私報利用であったが、大北電信会社側は本国に照会中と回答し、交渉は実質上中断される。

7 月 27 日、大北電信会社は日清連絡線を用いて一般通信を行うための条件として 2 案を提示した。概要は次のとおりである。

第 1 案 日清両国間の電報による収入を経路にかかわらず全て合算し、一定の比率で当事者間で分ける合併料金案。

第 2 案 会社線経由の電報も含め、料金は、全て日清両国で徴収し、会社は 1 語あたり一定の補助金を受ける補助金案。

第 2 案は合併料金案の一種であるが、料金設定を会社を交えず日清両国でできることが長所であると付言している。両案とも会社の提案では、現行の分収比率である会社 831,000 フラン、日本 450,000 フラン、清国 396,600 フラン基準として検討するという内容であった。さらにこれは 1930 年までの協定であり、この協定が締結できれば、釜山ケーブルは無償譲渡するとしていた。9 万ポンドの価値と称していた同ケーブルを無償譲渡する条件であることからみても、大北電信会社にとっては収益を確保できる提案であったことは確かである。

8 月 2 日、大北電信会社はスライディングレートの導入の提案をするとともに、補助金案は 1 語につき定額を定めるとの補足説明を行った。スライディングレートは、合併計算案の場合、総収入が一定額に達したときに料金の減額を図り、補助金案の場合は会社収入が一定額に達したときに補助金の減額を図るというものであった。

交渉は難航し、小松は 12 月 27 日付で談判決裂やむなしとして、山縣伊三郎逋相を通し、林薫外相に報告している。合意に至らない論点として、1.日清間電報の合併料金の範囲、2.長崎、小笠原線の料金均一、3.釜山線代償の 3 点をあげている。一番の問題は、日清間電信

連絡に関する大北電信会社の位置付けであった。大北電信会社は、日本に日清電信連絡の許可を与えることは、清国政府への違約となり、会社が先んじて許可を与えると清国政府も応諾をせざるを得ず礼を失することになると主張した。日本側は単に順番の問題で、清国政府、大北電信会社の両者が認めなければ電信連絡はできないので、まず会社が認めるべきだと反論した。日本における独占権の切れる 1912 年以降に関しては、分は日本側の主張にあったろう。かくして交渉は決裂した。釜山ケーブルについては、日韓併合後、1910（明治 43）年 10 月、16 万円（1 万 6 千 6 百ポンド相当：1 ポンド約 10 円）で妥結し、11 月 1 日付で譲渡された<sup>24)</sup>。この額はミッテルセンらが当初主張していた建設費にあたる。

### 3.3. 日本—香港ケーブルに関わる対英交渉

英国政府は日英同盟のパートナーである日本の電信施策について、どのような考え方を持っていたのだろうか。前述のように 1907（明治 40）年 7 月に締結された日英軍事協約では、日本陸海軍の要望に対し、「必要に際し香港—澎湖島間に海底線を敷設する」という内容に留まった。しかし、同年 10 月に至り、英国政府から外務省に対し、福州—台湾ケーブルを用いた香港—台湾—日本本土ルートによる日英間通信の開始について打診があった<sup>25)</sup>。英国側の提案は、大北電信会社、大東電信会社の支持も得ているというものであった。通信省は同提案には賛成であるとしながらも、台湾—本土間の回線が既に満杯であるため、台湾—本土間ケーブルの増設または香港—日本間の直通ケーブル敷設の検討を打診した。さらに小笠原線を利用して香港経由での対欧州通信を取扱いたいので、東方会社に相当の料金設定するよう英国政府に尽力願いたいと要望した。

翌 1908（明治 41）年、リスボンで開催された万国電信会議に出席した日本委員は、英国委員から、日本—香港間の海底電線について、「従来の慣例上、英国政府は自ら経営することを欲せず私設電信会社をしてこの事業に当たらしむる見込みなるも、日本政府は如何なる意見を抱かるや」との質問を受けた<sup>26)</sup>。さらに英国委員は日本委員に大東電信会社代表との会見を勧誘し、日本委員は同社代表と会見した。席上、大東電信会社代表から、料金の低減についてはいつでも応じるので、まず大北電信会社と協議し、日本香港間ケーブルについては、相当の条件をつけて欲しいとの希望を伝えられた。これに対し日本委員は、「大北電信会社に与えた免許の内容から期間中は本計画を遂行することは困難なるも一応本国政府の訓令を仰ぐ」と告げ会見は終了した。これに対する本国訓令は、「香港海底線は大北電信会社の特許期限満了後にあらざれば之を敷設することを得ず。また期限満了後も大北会社に優先権を与えあり随て概線に対し英国政府が共営者となるならば同政府の力を借り大北会社の抗議を無条件にて排斥する見込み立つべきも然らざれば俄に審議を開くこと能はざるべし」というものであった。大東電信会社に対しては「日本政府は陸揚げ地はもとより本計画に対して未だ具体的の考案を有せざることを体よく答弁し置かれたし」とし、さらに大東電信会社の姿勢を探るように付言している。かつて 1897（明治 30）年、外務省と通信省は独占期間満了を 5 年後に控え、日露直通連絡線および台湾—福州—香港ルートの開設を稟請していたことと比べ、この訓令はあまりにも消極的である。同時期の日清電信協約交渉においてロシアからの引き継いだ利権を全て清国に求めた姿勢と対照的である。

日本委員は英国委員に対し大東電信会社施策に対する情報提供を依頼し、これに対し英国委員は、香港―日本間ケーブルを香港側の敷設を大東電信会社または他の英国の電信会社、日本側の敷設を日本政府が行うという案を提出するとともに、スライディング・スケールを基本とする料金低減案 “Suggested Heads of Agreement” を日本委員に交付した。最初の料金値下げを翌 1909（明治 42）年 7 月 1 日付としていた。英国委員は、10 年あるいは 15 年後に必要とされるだろうカナダ―日本間の海底線の件もあり、本案はなお考慮する点があるむねを付言したが、同時に日本委員に対し、速やかに同案に基づきロンドンで協定を結びたいとし、日本側委員に本国への照会を求めた。これに対し、本国政府からの訓令は無かった。日本委員は帰朝後、協議を重ねたが、「当時国家財政上到底之を現実せしむること能わざる」理由により、最終的に日本側主席委員中谷審議官から英国側委員スミス通信次官に対し、「差当り政府の意見を伝達する能わざるを遺憾」とする内容を書面で通報した。かくして香港―日本直通回線実現の機会は去った。日本陸海軍が日英軍事協約締結時に提案し、日本政府も前年 1907 年に英国政府に検討を依頼した香港―日本直通ケーブルは、少なくとも形としては通信省で具体化することなく放置された。日英間がもっとも親密であったこの時期に、日本政府は英国系ケーブルとの接続の絶好の機会を逃したのである。アーヴェナイネンによれば、当時の英国政府は日英同盟のパートナーである日本との直通伝送路の必要性を認識していたと同時に、日本の国際電報料金が高額であり続ければ、日本はロシアとの直通回線を利用して欧州間との通信を行うに至るだろうと危惧していた。また日本の関心は日本―アジア本土間の伝送路の拡充と、全般的な料金値下げの 2 点にあると見ていた。そのため日英直通ルートの開設を提案するとともに、大東電信会社に対し料金値下げを勧奨する一方、従来行われていた大北電信会社への外交的支援は見送られた<sup>27)</sup>。

## 4. 軍部による国際伝送路拡充要求と対外交渉の成果

### 4.1. 軍部による国際伝送路拡充要求

日露戦争後、1905（明治 38）年から 1909（明治 42）年にかけて、国際電信に関する 3 つの交渉が行われた。1. 遼東租借地、満鉄沿線を巡る日清電信協約交渉、2. 長崎―釜山ケーブル、日清間伝送路、料金を巡る通信省と大北電信会社の交渉、3. 日本―香港伝送路にかかわる日本政府―英国政府間の交渉、である。独占権を主張する大北電信会社に対し日本政府の主張は、遼東半島、韓国は日本の主権内であり、国内通信の取扱いであることと、清国内で得ていたロシア政府の権益は無条件で日本政府が引き継ぐことの 2 点であった。

1910（明治 43）年 3 月寺内正毅陸相は、本人も短期間兼任臨時外相としてかかわっていたはずの日清電信条約に対する非難を含む「電信に関する意見書」を小村外相に提出した<sup>28)</sup>。その中で現状を憂うとともに次の提言を行っている。

其一 万国電信用に開放するもの

（イ）下関より釜山、安東県を経て奉天（現瀋陽―筆者註）に至る線

（ロ）佐世保より大連、奉天を経て長春に至る線

- (ハ) 台湾より福州（川石山）を経て大東電信会社線に接続するもの
- 其二 北清方面と本邦との通信に用いるもの
- (イ) 山海関より營口を経て牛莊に至る線路新設
- 其三 主として東部シベリア方面と本邦との通信に用いるもの
- (イ) 樺太に於て露国の電信に接続する線

さらに大北電信会社からの独占権回収、釜山—対馬間のケーブルの買収、長崎—上海ケーブル、長崎—ウラジオストックケーブルの買収または有利な条件での新規約締結などの要望が含まれている。陸軍は満州内の日本電信局の設備が不十分であり、また満州内の日本電信局からの他国宛電信が不可能である点が特に不満であった。前述のとおりこのうち釜山—対馬間ケーブルは日韓併合の直後、1910（明治 43）年 11 月に購入された。

1912（大正元）年大北電信会社の独占期間満了を迎え、日本政府は大北電信会社との交渉を再開する。同年、陸軍省から通信省に概要次の軍事上の要求案が提出されている<sup>29)</sup>。

1. 台湾—香港間には将来政府により海底線を敷設する如く計画すること。
2. （政府所有による）長崎—上海ケーブルを新設すること。
3. ロシア政府、中国政府、大北電信会社と交渉し、日露間、日中間通信を行うこと。

さらに本州—カナダ間の海底線敷設も要求し、また香港台湾間海底線が必要な理由として、北方を戦地とする場合、ウラジオストック線は利用できず、上海線は外国籍会社による取扱いのため機密上問題があるので、欧州との通信は香港経由に頼らざるを得ず、福州—台湾経由は、大北、大東会社との協定があるうえ、福州と香港を結ぶ陸上線は 1 本に過ぎず、しかも故障が多いとしている。また南方が戦地となった場合は、日本政府が運営する上海線を主とし、日露、日中回線を副とするとしている。さらに中国国内に派遣軍を送る可能性も否定できないことから、長崎—上海線の日本人による運用と和文電報の送受が必要であると同時に、中国国内の日本電信系を中国電信系と接続する必要があるとした。長谷川参謀総長から上原勇作陸相あての文書によると北方は対露戦、南方は対米戦である。

## 4.2. 対外交渉の成果

大北電信会社の独占期間満了に伴う交渉の成果はいかなるものであったか。1912（明治 45）年清朝は滅亡し中華民国が発足した。1913（大正 2）年 10 月 7 日、元田肇通相は山本権兵衛首相に次のように報告している<sup>30)</sup>。

之を要するに一年有余の協商により帝国政府の獲得したる利権は第一、上海新線敷設第二、日露の電線連絡第三、世界電報料金の大低減第四、台湾川石山線小笠原線の利用拡張第五、対支電信の掣肘等にして是れ実に将来の対外電信政策上重要な基礎を成せるものとす

日本政府は念願の長崎—上海ケーブルの敷設権を得た。中国政府は上海に限り陸揚げを認め、大北電信会社は合併計算料金導入および同ケーブル利用を日清間の官報と和文私報に限ることを条件に承認した。中国政府は合併計算料金の分配を日本と同率とするべきと主張し、合併計算料金制度に加入しなかった<sup>31)</sup>。この結果、日本—中国との間に発着する電

報からあがる収益を大北電信会社 64.6%、日本政府 35.4%で分配することとなった<sup>32)</sup>。同ケーブルは 1915（大正 4）年 1 月、利用が開始された。

日露陸上直通回線については、大北電信会社は日露間の通信に限り、樺太、韓国、中国における接続を認めた。樺太、韓国経由は 1914 年 12 月に開通したが<sup>33)</sup>、中国における接続は中国政府と合意に至らず、直通回線は実現しなかった。料金は 1 語 28 銭という低水準であった。1897（明治 30）年に大隈外相、野村通相の稟請した内容の一部がここに実現した。

料金値下げについては日本政府、大北電信会社、大東電信会社の 3 者により、1913 年 8 月に協定が締結された<sup>34)</sup>。同年 9 月の値下げ、さらに 3 年間に一定の収益に達したときの値下げ案が合意された。1907（明治 40）年に大北電信会社から提案されたスライディングレート<sup>35)</sup>の導入である。欧州あては 1 語 6.05 フラン（2.42 円）から 4.88 フラン（1.952 円）の値下げであった。当時オーストラリアー欧州間の 1 語の料金は 1.47 円だったので、依然割高な料金であった<sup>35)</sup>。日本政府は大北電信会社主導のカルテルに組み入れられたことになる。川石山線の開放は、中国政府が要求した 1 語 5 セント（0.1 円）の中継料を通信省が拒絶したため、実現しなかった<sup>36)</sup>。小笠原ーグアム経由によりアジアとの通信は可能となった。

元田通相の報告のとおり、上海陸揚げ、日露直通線、料金値下げなどの成果は得た。しかし、中国、ロシアあて以外の伝送路の拡充は実現しなかった。対アジア通信に開放された東京ー小笠原ーグアム回線は 1 条に過ぎず、第 1 次大戦期からの通信量の急増により、対米通信さえ 1 週間かかると言われる状況となり、輻輳状態が続いた。何度も計画され、英国政府からも提案のあった日本ー香港ケーブルは、ついに実現しなかった。日本政府は大正初期、中露との回線設定と一定の料金値下げという成果に満足し、欧米宛伝送路拡充を果たせず、この結果大北電信会社の覇権から脱することができなかったのである。

## 5. おわりに

日本の国際通信史は大北電信会社への国際通信独占権付与という失策からいかに立ち直ってきたかと語られることが多い。しかしこのようにみてくると、独占権付与による弊害は、日清戦争前後に顕在化し、独占期間満了の大正初期に最大化していたにもかかわらず、欧米との間の伝送路拡充が行えなかったという点を見逃すことはできない。対露、対中通信の改善は図られたものの、他の国・地域への通信は、引続き大北電信会社と商業太平洋海底電信会社に頼るほかはなかった。真に大北電信会社からの脱却を図るためには、日本ー香港線の敷設や太平洋ケーブルの増設などの施策が必要であったはずである。当時の日本の通信政策は東アジアとの通信に主眼が置かれ、欧米通信改善の姿勢は希薄であった。

これらの背景には伝送路建設のための経費不足という面が強く窺われる。英国政府が提案した台湾ー香港ケーブルに関する日本政府のスタンスや、対清国交渉におけるロイヤリティ支払いへの執拗なこだわりなどである。日露戦争後の財政難と東アジアにおける急激な権益の増大が通信施策に大きく影響した。主官庁である通信省には、権限、情報、経費いずれも不足し、伝送路拡充計画も十分に示せなかった。いきおい軍部の主導のものの計画推進が中心となっている。日本政府は大北電信会社の独占権満了、日英同盟が最盛期を

迎えていた明治末に、欧米伝送路拡張の機会を逃し、その後の取扱量の増加に十分な対応ができなかった。これらの要素から大正期に入ると民間による伝送路拡充の動きが生じ、無線技術の実用化もあり、日本無線電信株式会社設立に至るのである。

## 註

- 1) 免許状第6条「日本政府は此特許を譲与するの約定締結の日より向二十年間は日本帝国と亜細亜大陸及び其近傍の島（日本政府に属する者は勿論除き）譬へは台湾香港呂宋群島等の間に官線を沈布せざるべし且該会社の外は他に海底電線沈布の許可せらるることを約諾す（以下略）」（郵政省編『郵政百年史資料』第2巻（吉川弘文館、1970年）335）。以下本稿の引用文はカタカナを平仮名に改めている。
- 2) Ahvenainen, Jorma. *The Far Eastern telegraphs* (Suomalainen Tiedeakatemia, Helsinki, 1981). Headrick, Daniel R. *The invisible weapon* (Oxford University Press, 1991)
- 3) Headrick, Daniel R, *Ibid.*, 60.
- 4) Ahvenainen, Jorma. *Ibid.*, 89
- 5) Headrick, Daniel R, *Ibid.*, 101
- 6) Ahvenainen, Jorma. *Ibid.*, 179
- 7) 郵政省編『郵政百年史資料』第6巻（吉川弘文館、1970年）184-185
- 8) 逓信省編『逓信事業史』第3巻（逓信省、1940年）
- 9) 同上、619。各国あて料金はフランで示され、1887年当時の国際料金換算率は1フラン22銭であった。
- 10) 前掲『郵政百年史資料』第6巻 141-143
- 11) アジア歴史資料センター（JACAR）Ref:B04011012400、台湾香港間海底電線沈設一件（1-7-4）（外務省外交史料館）。同センター史料からの引用の際の脚注表記は同センターの推奨引用例による
- 12) この金額は、席上、ラームから、英国発日本あての1語料金が、北方線經由8シリング、南方線經由10シリング8ペンスと説明を受けてのものである。日本発英国あてでは、95銭2厘の差であった。
- 13) 香港—インド間は大東電信会社、インド—欧州間は東方電信会社がケーブルを保有していた。
- 14) JACAR:A03023090500、公文別録・逓信省・明26～明39・第1巻（国立公文書館）
- 15) 前掲、台湾香港間海底電線沈設一件
- 16) JACAR:C03022793500、密大日記、明治36年（防衛庁防衛研究所）
- 17) JACAR:C03020017600、満密大日記、明治37年1月（防衛庁防衛研究所）
- 18) JACAR:C03027222800、明治39年、満大日記8月上（防衛庁防衛研究所）
- 19) JACAR:B04011015300、満韓並之ト直接ニ関連スル地方ニ於ケル電信網ノ設備ニ付陸軍省意見一件（1-7-4）（外務省外交史料館）
- 20) 外務省編『日本外交文書』第40巻第1冊（日本国際連合協会、1960年）28-30
- 21) 同上、37-38
- 22) 同上、43-44。日本側特別委員は義和団事変時に名をはせた柴五郎である。
- 23) JACAR:B04011016400、佐世保大連間海底電線ニ依ル日満間電信交換一件（1-7-4）（外務省外交史料館）
- 24) JACAR:A01200061700、公文類聚・第34編・明治43年・第18巻・交通門1・通信（郵便・電信電話・電気・運輸）（国立公文書館）
- 25) JACAR:B04011034100、対外電信政策関係雑纂/大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第1巻（1-7-4）（外務省外交史料館）
- 26) JACAR:B04011032100、同上
- 27) Jorma Ahvenainen, *Ibid.*, 194
- 28) JACAR:B04011027100、諸外国ヨリ帝国ニ通スル電線ニ関スル大北電信会社権利回収方ニ付陸軍省ヨリ意見書送附一件（1-7-4）（外務省外交史料館）
- 29) JACAR:C03022365600、密大日記、大正3年（防衛庁防衛研究所）
- 30) 郵政省編『郵政百年史資料』第6巻（吉川弘文館、1970年）274-276
- 31) JACAR:B04011032100、前掲、大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第1巻
- 32) 『外国電信特別協約集第2号』（逓信省通信局、出版年不明）50-65
- 33) 前掲『逓信事業史』第2巻 566-567
- 34) 前掲『外国電信特別協約集』第2号75。この時点で国際料金の換算率は1フラン0.40円であった。
- 35) 中外商業新報 1912年9月23日
- 36) JACAR:B04011033000、大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第3巻（外務省外交史料館）